

職員の職に関する規則（令和2年7月30日東大規則第9号）

（趣旨）

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則第9条及び第10条の規定により置かれる事務職員、技術職員、医療職員その他必要な職員の職について定める。

（区分等）

第2条 前条に規定する職員の区分、職制、職種及び職名は、別表のとおりとする。

2 前条に規定する職員の職務は、別に定める。

（職制）

第3条 前条に規定する職員の職制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基幹職 企画立案等の基幹業務に従事する。
- (2) 専門職 特定の専門的業務に従事する。
- (3) 支援職 基幹職、専門職等からの指揮命令の下、定型的な業務に従事する。

附 則

この規則は、令和2年7月30日から施行する。

制 定 理 由

職員の職を整理し明確化することに伴い、この規則を制定するものである。

別表

区分	職制	職種	職名
事務職員	基幹職	総合職（事務・図書・施設）	部長/事務部長/担当部長
			次長
			事務長/課長/担当課長
			副課長/副事務長
			専門員
			上席係長
			主査
			事務室長
			係長/専門職員
			主任
			一般職員
		職域限定職（事務・図書・施設）	主事員
		専門職	専門職（事務・図書・施設）
			チーフエキスパート
			エキスパート
技術職員	専門職	専門職（技術）	上席技術専門員
			技術専門員
			技術専門職員
			技術職員
			職域限定職（技術）

区分	職制	職種	職名
医療職員	専門職	専門職（医師）	特任臨床医
			医員
			専攻研修医
			病院診療医
			専門研修医
			臨床研修医
		専門職（医療技術）	薬剤部長
			副薬剤部長
			薬剤主任
			薬剤師
			診療放射線技師長
			副診療放射線技師長
			主任診療放射線技師
			診療放射線技師
			副病態栄養治療部長
			栄養管理部副部長
			栄養士
			臨床検査技師長
			副臨床検査技師長
			主任臨床検査技師
			臨床検査技師
			衛生検査技師
			臨床工学技士
			理学療法士
			作業療法士
			言語聴覚士
		視能訓練士	
	あん摩マッサージ指圧師		
	歯科衛生士		
	歯科技工士		
	医療技術職員		
	専門職（看護）	看護部長	
		副看護部長	
		看護師長	
		副看護師長	
		看護師	
助産師			
保健師			
支援職	医療技術補助員		
	医療技術補佐員		
	看護助手		
	看護技術補佐員		
	看護補助者		

区分	職制	職種	職名
その他必要な職員	専門職	専門職（特任）	特任専門員
			特任専門職員
		専門職（高度学術）	高度学術専門員
			高度学術専門職員
		専門職（学術支援）	学術支援専門職員
			学術支援職員
		専門職（労務）	自動車運転手
			調理師
			用務員
	職域限定職（学術）	学術員	
	支援職		事務補佐員
			技術補佐員
			技能補佐員
			労務補佐員
臨時用務員			
用務補佐員			